

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案参照条文

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）  
（定義）

- 第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。
- 2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。
- 3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。
- 4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。
- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
  - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
  - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場
  - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りよう鉄道、軌道、運河及びヘリポート
  - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
  - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
  - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
  - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
  - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
  - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
  - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
  - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
  - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
  - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
  - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
  - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
  - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
  - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

659 (略)

(臨港地区内における行為の届出等)

第三十八条の二 臨港地区内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。但し、第三十七条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者との協議の調った行為をしようとするときは、この限りでない。

一 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良

二 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（もつばら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良

三 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの（以下「工場等」という。）の新設又は増設

四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

2510 (略)

○ 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

3・4 (略)

(登録)

第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 倉庫の所在地

三 国土交通省令で定める倉庫の種類（トランクルームを含み、以下「倉庫の種類」という。）

四 倉庫の施設及び設備

五 保管する物品の種類

六 その他国土交通省令で定める事項

2 (略)

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第二十一条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 倉庫の施設又は設備が倉庫の種類に応じて国土交通省令で定める基準に適合しないとき。

五 第十一条の規定による倉庫管理主任者を確実に選任すると認められないとき。

2 (略)

(変更登録等)

第七条 第三条の登録を受けた者（以下「倉庫業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併及び分割)

第十七条 倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）たる法人の合併又は分割（当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十八条 発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について国土交通大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

2・3 (略)

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

(営業等の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）  
（定義）

第二条 (略)

2・3 (略)

7 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

（登録）

第三条 第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 （略）

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲

2 （略）

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者

四 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちの前

三号のいずれかに該当する者のあるもの

五（七）（略）

2 （略）

（変更登録等）

第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「第一種貨物利用運送事業者」という。）は、第四条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 （略）

3 第一種貨物利用運送事業者は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたとき又は第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 （略）

（利用運送約款）

第八条 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同

様とする。

2・3 (略)

(事業の種別等の揭示)

第九条 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。))を対象とするものに限る。)、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運輸に関する協定)

第十一条 第一種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものを締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(承継)

第十四条 第一種貨物利用運送事業者がその事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を定めるときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人(第一種貨物利用運送事業者たる法人と第一種貨物利用運送事業を営まない法人の合併後存続する第一種貨物利用運送事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。))若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、当該第一種貨物利用運送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人が第六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(事業の廃止)

第十五条 第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(附帯業務)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第九条及び第十二条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

(許可)

第二十条 第二種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(欠格事由)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

一 第六条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者

二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営

しようとする者であつて、第六条第一項第五号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」という。）に該当するもの（許可の基準）

第二十三条 国土交通大臣は、第二十条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の遂行上適切な計画（集配事業計画を除く。）を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

三 その事業に係る実運送により定時に、及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行おうとする場合であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三

十五条第一項の許可を受けていない者であるときは、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。

第二十五条 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な

事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(利用運送約款)

第二十六条 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 (略)

(事業の種別等の揭示)

第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（消費者を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第二十九条 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第二種貨物利用

運送事業者たる法人と第二種貨物利用運送事業を経営しない法人が合併する場合において第二種貨物利用運送事業者たる法人が存続するとき又は

第二種貨物利用運送事業者たる法人が分割をする場合において第二種貨物利用運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3・4 (略)

(相続)

第三十条 第二種貨物利用運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第二種貨物利用

運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の経営していた第二種貨物利用運送事業を引き続き経

営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・4 (略)

(事業の休止及び廃止)

(事業の休止及び廃止)

第三十一条 第二種貨物利用運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第三十四条 第十条、第十一条、第十三条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は、第二種貨物利用運送事業者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第一種貨物利用運送事業者のため」とあるのは「貨物利用運送事業者のため」と、同条第二項中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは「貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

2 第二十七条及び第二十八条の規定は、通常第二種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

(許可)

第四十五条 外国人等は、第二十条及び第二十二條(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営むことができる。

2(5) (略)

(事業計画)

第四十六条 (略)

2 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、事業計画の変更(第四項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

4 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(事業の廃止)

第四十八条 外国人国際第二種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4(7) (略)

(一般貨物自動車運送事業の許可)

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。  
(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

- 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- 四 法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（許可の基準）

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 （略）

（事業計画）

第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をしたときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（運送約款）

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（運賃及び料金等の揭示）

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け等）

第三十条 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

3・4 (略)

(相続)

第三十一条 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・4 (略)

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業)

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業(以下「地方適正化事業」という。)を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者(以下「貨物自動車運送事業者」という。)に対する指導を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)以外の者の貨物自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 貨物自動車運送事業に関する貨物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条(第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した者

二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営んだ者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して運行管理者を選任しなかった者

二 第二十九条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けずに業務の管理の委託又は受託をした者

第七十四条 第九条第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業計画を変更した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十条、第七十二条から第七

十四条まで又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

256（略）

（指定）

第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

254（略）

（業務）

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定計画に係る構造改善事業又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。第三条において「特定施設整備法」という。）第六条の認定計画に係る同法第二条第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業（以下この条において「認定構造改善事業等」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定構造改善事業等について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業等に参加すること。
- 三 認定構造改善事業等を実施する者の委託を受けて、認定計画又は特定施設整備法第六条の認定計画に従つて施設の整備を行うこと。
- 四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。
- 五 認定構造改善事業等を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。
- 七 食品製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。
- 十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2（略）

（業務規程の認可）

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する

る規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）  
（報告及び検査）

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3（略）  
（改善命令）

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二（略）

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分は違反したとき。

四（略）

○ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）

第二十二條 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ竣功認可ヲ申請スヘシ

都道府県知事前項ノ竣功認可ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第十一条又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並關係函書ノ写ヲ送付スベシ

市町村長ハ前項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年ヲ経過スル日迄同項ノ函書ヲ其ノ市町村ノ事務所ニ備置キ關係人ノ請求アリタルトキハ之ヲ閲覽セシムベシ

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）  
（普通保険）

第三條 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない

場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 （略）

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 （略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している

信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者において既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3・4 (略)

(保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は特定社債保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引の場合は、支払。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は、手形債務。以下同じ。）又は社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までには中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一～三 (略)

○ 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）（抄）

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本の額が三億円以下の株式会社設立の際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 資本の額が三億円以下の株式会社発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「新株等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業

五 前各号の事業に附帯する事業

2 (略)

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百八十条ノ十九 新株予約権トハ之ヲ有スル者（以下新株予約権者ト称ス）ガ会社ニ対シ之ヲ行使シタルトキニ会社ガ新株予約権者ニ対シ新

株ヲ発行シ又ハ之ニ代ヘテ会社ノ有スル自己ノ株式ヲ移転スル義務ヲ負フモノヲ謂フ新株予約権ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本節ノ定ムル所ニ依ル

○中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）（抄）

（効率化計画の認定）

第四条 事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての計画（以下「効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2（略）

（貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例）

第十一条 事業協同組合等又はその構成員であつて第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録（以下「第一種貨物利用運送事業登録」という。）を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可（同法第九条第一項の認可を含む。）若しくは同法第三十五条第一項の許可（同法第六項において準用する同法第九条第一項の認可を含む。）を受けているものが効率化計画に従つて行おうとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可（以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。）を受けたものとみなす。

2（略）

（報告の徴収）

第十五条 主務大臣は、認定組合等及びその構成員に対し、認定計画に係る流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

○中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（抄）

（所掌事務）

第二十七条（略）

2（略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年

法律第二十八号)、中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)及び産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		課税標準	税率
一(三十五) (略)			
三十六 道路運送事業の許可			
(一)・(二) (略)	(略)	(略)	(略)
(三) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条(一般貨物自動車運送事業の許可)の 一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数 (略)	一件につき十二万円 (略)	
三十七 (略)			
三十八 倉庫業者の登録又は認定			
(一) 倉庫業法第三条(登録)の倉庫業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
(二) 倉庫業法第七条第一項(変更登録等)の変更登録(倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。)	倉庫の数	一個につき三万円	
(三) (略)	(略)	(略)	
三十九(四十一) (略)			
四十一の二 貨物利用運送事業の登録又は許可			
(注) 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第十一条第一項(貨物利用運送事業法の特例)又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)以下「中心市街地整備改善活性化法」という。第三十条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項(効率化計画の認定)の規定による効率化計画の認定又は中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)の規定による特定事業計画の認定は、当該登録とみなす。			

<p>(一) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録</p> <p>(二) 貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 貨物利用運送事業法第四十五条第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可</p>	<p>登録件数</p> <p>許可件数 (略)</p> <p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき十二万円 (略)</p> <p>一件につき十二万円</p>
<p>四十一の三～五十四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>